

お客様へ

平成22年3月1日

暴力団排除条項の導入について

平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入することが求められました。

また、平成20年3月には金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に「反社会的勢力による被害の防止」に関する項目が追加され、暴力団排除条項導入により反社会的勢力が取引先となることを防止することが求められたことより、二本松信用金庫では平成22年3月1日に規定に暴力団排除条項を追加し改訂を行いました。

〔反社会的勢力との取引拒絶について〕

- ・反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただきます。該当する場合は預金口座の開設等をお断りするものとします。
- ・当金庫では、表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引を停止し、または解約の通知により預金口座を解約することができるものとします。

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断に努めてまいりますので、お客様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫